



# 熊本県公報

第 1 2 6 0 0 号

平成 29 年 3 月 3 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新	（障がい者支援課）	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定	（ 〃 ）	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の辞退	（ 〃 ）	2
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録	（高齢者支援課）	3
○漁船保険付保義務の消滅（棚底加入区）	（団体支援課）	3
○道路の区域変更	（道路保全課）	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	（障がい者支援課）	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定	（ 〃 ）	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更の届出	（ 〃 ）	4
○道路の区域変更	（道路保全課）	4
○道路の区域変更	（ 〃 ）	4
○土砂災害警戒区域の指定	（砂防課）	5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（ 〃 ）	5
○土砂災害警戒区域の指定	（ 〃 ）	7
○保安林の指定に関する予定	（森林保全課）	7
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	8
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	8
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	8
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	9
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	9
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	9
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	10
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	10
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	11
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	11
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	11
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	12
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	12
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	12
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	12
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	13
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	13
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	13
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	13
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	14
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	14
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	14
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	14
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	15
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	15
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	15
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	16
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ）	16
○土地収用法による収用又は使用の手続開始	（用地対策課）	16
○情報の公開に努める出資団体等	（県政情報文書課）	17
○道路の区域変更	（道路保全課）	18

公 告

- 知事が所管する県政情報の公開等に関する要項の一部を改正する要項…………… (県政情報文書課) 18
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 19
- 土地改良区土地改良事業計画の変更認可…………… (農村計画課) 19
- 土地改良区土地改良事業計画の変更認可…………… ( " ) 20
- 土地改良区土地改良事業計画の変更認可…………… ( " ) 20
- 肥料登録…………… (農業技術課) 20
- 道路の位置指定…………… (建築課) 20
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 20
- 公共測量の実施…………… (監理課) 21
- 平成 29 年度自動車税納税通知書等に係る業務委託の一般競争入札による落札者の決定…………… (税務課) 21
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 21
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( " ) 22
- 平成 29 年度前期技能検定の実施…………… (労働雇用創生課) 22
- 平成 29 年度技能検定随時 3 級等の実施…………… ( " ) 24
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 26
- 登 載 依 頼
- 個人演説会等の施設の指定取消し…………… (選挙管理委員会) 26
- 平成 28 年度第 2 回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催…………… (熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 26
- 平成 28 年度熊本県社会福祉審議会高齢者専門分科会保健福祉推進部会の会議の開催…………… (社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会) 27
- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則…………… (学校人事課) 27
- 熊本県個人情報保護制度審議会…………… (個人情報保護制度審議会) 28

告 示

熊本県告示第 1 4 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公示する。  
平成 29 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
溝上薬局ひがしやかた店 荒尾市東屋形四丁目 2 番 3 2	平成 29 年 2 月 1 日

熊本県告示第 1 4 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公示する。  
平成 29 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
エビス薬局千丁店 八代市千丁町古閑出 6 1 6 番地 3	平成 29 年 2 月 1 日

熊本県告示第 1 4 8 号

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第 69 条の規定により公示する。  
平成 29 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	辞退年月日
エビス薬局日置店	平成 28 年 1 2 月 3 1 日

八代市日置町 1 5 0 番地 2

**熊本県告示第 1 4 9 号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）附則第 2 0 条第 1 項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 8 の規定により次のとおり公示する。

平成 2 9 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
医療法人社団永誠会 熊本市南区出仲間九丁目 2 番 1 号	ヘルパーステーションたんぼぼ 熊本市東区長嶺西二丁目 9 番 2 1 号	4 3 1 1 0 0 3 0 4	平成 2 9 年 2 月 2 1 日	訪問介護

**熊本県告示第 1 5 0 号**

漁船損害等補償法（昭和 2 7 年法律第 2 8 号）第 1 1 3 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 2 5 年 3 月 1 日熊本県告示第 1 7 9 号で公示した棚底加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成 2 9 年 2 月 2 8 日限り消滅したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県告示第 1 5 1 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 3 月 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市久玉町字黒岩 3 9 3 8 番 4 地先から 同所 3 9 3 8 番 4 地先まで	前	23.3 ～ 24.1	16.0	災害復旧
			後	23.3 ～ 26.8		

2 区域を変更する期日 平成 2 9 年 3 月 3 日

**熊本県告示第 1 5 2 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
訪問介護事業所 月華苑 玉名郡長洲町大字清源寺 1 0 6 0 番地	社会福祉法人 池修会 玉名郡長洲町大字清源寺 1 0 6 0 番地 大西 祐子	居宅介護 重度訪問介護	平成 2 9 年 3 月 1 日

**熊本県告示第 1 5 3 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
玉名郡市医師会訪問看護ステーション 玉名市玉名 2 1 8 6 番地	平成 2 9 年 3 月 1 日
訪問看護ステーション Cru to 大矢野 上天草市大矢野町中 4 8 7 番地 1 3	平成 2 9 年 3 月 1 日

**熊本県告示第 1 5 4 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーションあこう	医療機関の所在地	天草市天草町下 田北 1 3 1 2 番 2 号	天草市宮地岳町 1 7 3 4 番地 2 号	平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日

**熊本県告示第 1 5 5 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 3 月 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	新合高浜 港線	天草市河浦町河浦字市野道 1 1 6 0 番地先から 同所 1 1 2 9 番 1 地先まで	前	4.3 ～ 12.1	17.3	災害復 旧
			後	4.3 ～ 15.5		

2 区域を変更する期日 平成 2 9 年 3 月 3 日

**熊本県告示第 1 5 6 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 3 月 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	4 4 5 号	下益城郡美里町大字早楠字鷹 羽重 1 5 8 0 番地先から	前	7.1 ～ 13.3	54.0	防安交 (改築 )

	同所 1 5 8 0 番地先まで	後	12.4 ～ 14.4	54.0	
--	---------------------	---	-------------------	------	--

2 区域を変更する期日 平成 2 9 年 3 月 3 日

**熊本県告示第 1 5 7 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。  
平成 2 9 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日渡川	宇城市豊野町上郷	別図 1 のとおり	土石流
南部川	宇城市豊野町安見	別図 2 のとおり	土石流

（別図 1 から別図 2 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 1 5 8 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。  
平成 2 9 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
尾村川	宇城市豊野町安見	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
内田川（1）	宇城市豊野町上郷	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
日渡川右支川	宇城市豊野町上郷	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
本村川	宇城市豊野町上郷	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
小武嶋川	宇城市豊野町上郷	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
田の平	宇城市豊野町上郷、小川町北海東	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり
堤ノ上川	宇城市豊野町上郷	別図 7 のとおり	土石流	別図 7 のとおり
上安見－1	宇城市豊野町安見	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
上安見－2	宇城市豊野町安見	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
新開原－1	宇城市豊野町安見	別図 1 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 のとおり
新開原－2	宇城市豊野町安見	別図 1 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 のとおり

北山崎 1	宇城市豊野町山崎	別図 1 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 のとおり
山崎 (A)	宇城市豊野町山崎	別図 1 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 のとおり
山崎 (B) - 1	宇城市豊野町山崎	別図 1 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 のとおり
山崎 (B) - 2	宇城市豊野町山崎	別図 1 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 5 のとおり
山口 - 1	宇城市豊野町上郷	別図 1 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 6 のとおり
山口 - 2	宇城市豊野町上郷	別図 1 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 7 のとおり
山口 - 3	宇城市豊野町上郷	別図 1 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 8 のとおり
段鶴 1 - 1	宇城市豊野町上郷	別図 1 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 9 のとおり
段鶴 1 - 2	宇城市豊野町上郷	別図 2 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 0 のとおり
段鶴 1 - 3	宇城市豊野町上郷	別図 2 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 1 のとおり
段鶴 1 - 4	宇城市豊野町上郷	別図 2 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 2 のとおり
段鶴 1 - 5	宇城市豊野町上郷	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
目渡 - 1	宇城市豊野町上郷	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
目渡 - 2	宇城市豊野町上郷	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
目渡 - 3	宇城市豊野町上郷	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
目渡 - 4	宇城市豊野町上郷	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
目渡 - 5	宇城市豊野町上郷	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり
茶原 - 1	宇城市豊野町上郷	別図 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 9 のとおり
茶原 - 2	宇城市豊野町上郷	別図 3 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 0 のとおり
茶原 - 3	宇城市豊野町上郷	別図 3 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 1 のとおり
茶原 - 4	宇城市豊野町上郷	別図 3 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 2 のとおり
茶原 - 5	宇城市豊野町上郷	別図 3 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 3 のとおり
北山崎 2	宇城市豊野町山崎	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり
北山崎 3	宇城市豊野町山崎	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり
段鶴 2	宇城市豊野町上郷	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
田ノ平 1 - 1	宇城市豊野町上郷	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり

田ノ平 1-2	宇城市豊野町上郷	別図 38 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 38 のとおり
田ノ平 1-3	宇城市豊野町上郷	別図 39 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 39 のとおり
田ノ平 2-1	宇城市豊野町上郷	別図 40 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 40 のとおり
田ノ平 2-2	宇城市豊野町上郷	別図 41 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 41 のとおり
田ノ平 3	宇城市豊野町上郷	別図 42 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 42 のとおり
田ノ平 4-1	宇城市豊野町上郷	別図 43 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 43 のとおり
田ノ平 4-2	宇城市豊野町上郷	別図 44 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 44 のとおり
田ノ平 4-3	宇城市豊野町上郷	別図 45 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 45 のとおり
小武嶋 1	宇城市豊野町上郷	別図 46 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 46 のとおり
小武嶋 2	宇城市豊野町上郷	別図 47 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 47 のとおり
上安見 2	宇城市豊野町安見、山崎	別図 48 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 48 のとおり

(別図 1 から別図 48 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 159 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 29 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
磯山	宇城市三角町三角浦	別図 1 のとおり	地滑り
大田尾	宇城市三角町大田尾	別図 2 のとおり	地滑り

(別図 1 から別図 2 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 160 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 29 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字渡乙字三平落 3809 番
  - 2 指定の目的 水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第161号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字下梶原4263番46（次の図に示す部分に限る。）、4257番39、4263番51
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第162号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場字岸ノ上2177番1、字仁田窪2563番1、2572番1、字堀切2929番1から2929番3まで、2942番1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第163号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字鶴7763番・7765番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、7761番
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。字鶴7765番1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第164号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字大瀬字大久保2351番1、2351番8、字黒那子2506番1、2534番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大久保2351番1・字黒那子2506番1・2534番1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに球磨村役場に備えて置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第165号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町仁田尾字仁田尾105番3・105番9から105番12まで・105番16（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）  
、100番32、100番85、105番1、105番2、105番7、105番15、105番18、105番19、105番21から105番23まで、105番25、105番27、105番43、105番45、105番47、106番、117番1、117番6
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第166号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町下岳字子迎4500番、4502番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字子迎4500番・4502番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第167号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成29年3月3日

- 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町西部は字園谷1216番1、1217番1、1218番1、1218番2、1223番から1227番まで、1229番、1230番、1232番1、1236番、1270番、1273番、1276番から1282番まで、1284番から1287番まで、1288番2、1291番、1293番1、1294番1、1295番1、1297番、1298番1、1299番1、1300番から1304番まで、1306番、1307番、1309番から1311番まで、1314番、1315番、1323番、字中野1424番1、1425番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字園谷1225番・1232番1・1236番・1270番・1273番・1279番・1282番・1284番・1288番2・1294番1・1297番・1298番1・1307番・1309番・1315番・1323番(以上16筆について次の図に示す部分に限る。)、1223番、1285番、1301番から1304番まで、1306番、1310番、1311番、1314番、字中野1424番1、1425番
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第168号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月3日

- 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町芋生字鳥越3293番、3295番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字鳥越3293番・3295番(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第169号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月3日

- 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町芋生字畑中2460番1、2460番3、2461番1、2461番3、2464番4、2464番5
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字畑中2460番1・2460番3・2461番1・2461番3・2464番4・2464番5(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。  
 (「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第170号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市菊鹿町上内田字櫛毛3390番2、3404番、3405番1、3405番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字櫛毛3390番2・3404番・3405番1・3405番2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。  
 (「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第171号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市原字木護4491番121（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のおりとする。  
 (「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第172号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町椎持字矢瀬3305番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字矢瀬3305番2（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。  
 (「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

する。)

**熊本県告示第173号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町岩野字柚の木谷2340番1、2347番7、2347番9、2347番13、2347番64
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字柚の木谷2340番1・2347番7・2347番13・2347番64（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、2347番9
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第174号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字下切字塩井谷1018番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字塩井谷1018番（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第175号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字高森字宮馬場2524番から2526番まで・2528番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第176号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字北里字下日平1436番3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字下日平1436番3（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第177号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町三野字白木山2346番7（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第178号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町三野字城山267番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字城山267番1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第179号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市黒川字古坊中1802番4（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第180号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町中通字向平2749番1、2750番1、2750番2、2751番、2752番、2755番1、2755番2
  - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字向平2749番1・2750番1・2750番2・2751番・2752番（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第181号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村大字田尻字上釜蓋24番5
  - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上釜蓋24番5（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに産山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第182号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市三久保字丸藪269番1（次の図に示す部分に限る。）、272番400から272番402まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字丸藪272番400から272番402まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、269番1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第183号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村大字片俣字石佛ヶ原935番（次の図に示す部分に限る。）、959番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字石佛ヶ原935番・959番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに産山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第184号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市西小園字中園448番200、448番255、字西中尾846番1、857番1、857番3、857番4

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字中園448番255・字西中尾846番1・857番1・857番3・857番4（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字中園448番200

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第185号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字北岸野4214番2（次の図に示す部分に限る。）、字堀渡ノ西3638番11、3639番

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字堀渡ノ西3638番11・3639番・字北岸野4214番2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備えて置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第186号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町坂梨字大島1093番（次の図に示す部分に限る。）、1092番、1096番、1125番、1126番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大島1092番・1096番・1125番・1126番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1093番
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第187号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町坂梨字牧下3361番2・3362番3・3372番1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第188号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のとおり収用又は使用の手續の開始を告示する。  
平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一級河川白川水系白川改修工事（左岸：熊本県熊本市中央区渡鹿五丁目地内から同市中央区渡鹿六丁目地内まで、右岸：熊本県熊本市中央区黒髪二丁目地内か

- ら同市中央区黒髪六丁目地内まで)
- 3 手続が開始される土地
  - (1) 収用の手続が開始される土地 熊本県熊本市中央区黒髪五丁目及び黒髪六丁目地内
  - (2) 使用の手続が開始される土地 熊本県熊本市中央区黒髪五丁目及び黒髪六丁目地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 熊本市中央区役所

熊本県告示第189号

熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第33条第1項の規定により実施機関が定める法人を次のとおり定めたので、知事が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成13年熊本県規則第29号）第14条の規定により告示する。

平成24年6月15日熊本県告示第811号（情報の公開に努める出資団体等）は、廃止する。

平成29年3月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

名称	主たる事務所の所在地
フィッシャリーナ天草株式会社	上天草市松島町合津7500
公益財団法人熊本県立劇場	熊本市中央区大江二丁目7-1
天草エアライン株式会社	天草市五和町城河原一丁目2080-5
熊本空港ビルディング株式会社	上益城郡益城町大字小谷1802-2
肥薩おれんじ鉄道株式会社	八代市萩原町一丁目1-1
一般財団法人熊本さわやか長寿財団	熊本市中央区南千畑町3-7
社会福祉法人熊本県社会福祉事業団	熊本市東区長嶺南二丁目3-2
公益財団法人熊本県総合保健センター	熊本市東区東町四丁目11-1
公益財団法人熊本県移植医療推進財団	熊本市東区長嶺南二丁目1-1
公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センター	熊本市中央区白山一丁目4-9
公益財団法人水俣・芦北地域振興財団	熊本市中央区水前寺六丁目18-1
公益財団法人くまもと地下水財団	熊本市中央区安政町8番16号
公益財団法人熊本県環境整備事業団	玉名郡南関町下坂下4771-3
一般財団法人熊本テルサ	熊本市中央区水前寺公園28-51
公益財団法人熊本県雇用環境整備協会	熊本市中央区水前寺一丁目4-1
公益財団法人くまもと産業支援財団	上益城郡益城町大字田原2081-10
一般財団法人熊本県起業化支援センター	上益城郡益城町大字田原2081-10
株式会社テクノインキュベーションセンター	上益城郡益城町大字田原2081-10
公益社団法人熊本県観光連盟	熊本市中央区水前寺六丁目5-19
一般財団法人熊本県伝統工芸館	熊本市中央区千葉城町3-35
一般社団法人熊本県物産振興協会	熊本市中央区桜町3-1 NTT西日本桜町ビル1階
公益財団法人熊本県農業公社	熊本市中央区水前寺六丁目18-1
一般社団法人熊本県農業会議	熊本市中央区水前寺六丁目18-1
熊本県漁業信用基金協会	熊本市西区新港町一丁目4-15
一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会	熊本市東区小山町1846
一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会	熊本市中央区南千反畑町3-1
公益社団法人熊本県畜産協会	熊本市東区桜木六丁目3-54
公益社団法人熊本県林業公社	熊本市中央区水前寺六丁目18-1
公益財団法人熊本県林業従事者育成基金	熊本市中央区水前寺六丁目5-19
公益財団法人くまもと里海づくり協会	上天草市大矢野町中宇汐垂2435-2
一般財団法人熊本県建設技術センター	熊本市南区城南町舞原194
一般財団法人白川水源地域対策基金	熊本市中央区水前寺六丁目18-1

熊本県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成29年3月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	菊池市大字木柑子字石原 1780番8地先から 菊池市大字広瀬字花房 657番12地先まで	前	11.0 ～ 15.6	147.5	防交 安 （交通 安全）
			後	13.4 ～ 34.9		

2 区域を変更する期日 平成29年3月3日

公 告

熊本県公告第114号

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成29年3月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項  
知事が所管する県政情報の公表等に関する要項（平成13年熊本県公告第232号の2）  
の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2の1(2)関係)

部 局 名	計画等の名称
知事公室	熊本県地域防災計画
総務部	熊本県消防広域化推進計画
企画振興部	熊本県過疎地域自立促進方針
	熊本県過疎地域自立促進計画
	国土利用計画（熊本県計画）－第四次－
	熊本県土地利用基本計画
	新熊本県土地対策要綱
	第六次水俣・芦北地域振興計画
	宇土天草地域半島振興計画
	熊本県山村振興基本方針
	熊本県離島振興計画
	熊本県文化振興基本方針
	ふるさと五木村づくり計画
	『大空港構想Next Stage』（熊本都市圏東部地域ランドデザイン）
	熊本県情報化施策推進方針
	健康福祉部
熊本県やさしいまちづくり推進計画	
第3期熊本県地域福祉支援計画	
くまもとユニバーサルデザイン振興指針	
熊本県感染症予防計画	
熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画	
第2次熊本県動物愛護・管理推進計画	
第6期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画「長寿・安心・くまもとプラン」	
くまもと子ども・子育てプラン	
熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）	
第3期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画	
熊本県家庭的養護推進計画	
第5期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」	
熊本県障がい福祉計画（第4期）	
第3次くまもと21ヘルスプラン（熊本県健康増進計画）	
くまもと食で育む命・絆・夢プラン（熊本県健康食生活・食育推進計画）	
第3次熊本県歯科保健医療計画	

環境生活部	第三次熊本県環境基本指針
	第五次熊本県環境基本計画
	地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画
	有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画
	熊本地域地下水総合保全管理計画
	熊本地域地下水総合保全管理計画に基づく第2期行動計画
	熊本県野生動植物の多様性保全基本方針
	第11次鳥獣保護管理事業計画
	生物多様性くまもと戦略
	熊本県廃棄物処理計画（第4期：平成28～32年度）
	熊本県産業廃棄物公共関与基本計画
	くまもと食の安全安心のための基本方針
	第3次熊本県食の安全安心推進計画
	第10次熊本県交通安全計画
	第2次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画
	熊本県消費者教育推進計画
	第4次熊本県男女共同参画計画
	熊本県パートナーシップ指針
	熊本県人権教育・啓発基本計画（第3次改訂版）
	商工観光労働部
熊本県産業振興ビジョン2011	
熊本県総合エネルギー計画	
ようこそくまもと観光立県推進計画	
くまもと国際化総合指針～世界の活力を熊本へ・熊本の活力を世界へ～	
農林水産部	くまもとハロープログラム（国際スポーツ大会を通じたレガシー構築プログラム）
	熊本県食料・農業・農村計画
	熊本県水産業振興基本構想
	熊本県森林・林業・木材産業基本計画
	くまもと県南フードバレー構想
	熊本県農業振興地域整備基本方針
土木部	熊本県農村地域工業等導入基本計画
	地域森林計画
	熊本CALS/EC（公共事業支援統合情報システム）基本構想
	熊本県広域道路整備基本計画
	熊本県の道路整備に関する中長期計画
	熊本県景観づくり基本計画
	くまもと生活排水処理構想2011
	熊本港湾計画
	三角港港湾計画
	八代港港湾計画
	熊本県の港湾ビジョン
	熊本県建築物耐震改修促進計画
	熊本県住宅マスタープラン
第2期熊本県高齢者居住安定確保計画（くまもと・長寿・あんしん・住まいプラン）	
備考 この別表は、県政情報文書課長が各部局等から計画等の状況報告を受けたうえで、年1回改正するものとする。	

熊本県公告第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上六嘉字藤田253番1、同254番、同255番1、同256番、同257番、同259番1、同261番1、同字丸池197番1、同165番・166番合併3及び水路の一部  
4, 778. 12平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区健軍四丁目5番7号  
株式会社マスタ不動産開発

熊本県公告第116号

平成28年11月1日付けで菊池郡大津町に事務所を置く大菊土地改良区理事長家入勲から申請のあった大菊土地改良区土地改良事業（維持管理）計画の変更については、平成29年2月10日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第11項により公告する。  
平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第117号

平成28年11月1日付けで菊池郡大津町に事務所を置く迫井手土地改良区理事長緒方章から申請のあった迫井手土地改良区土地改良事業（維持管理）計画の変更については、平成29年2月10日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第11項により公告する。

平成29年3月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第118号

平成28年11月1日付けで菊池郡大津町に事務所を置く錦野土地改良区理事長栗木生夫から申請のあった錦野土地改良区土地改良事業（維持管理）計画の変更については、平成29年2月10日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第11項により公告する。

平成29年3月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第119号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成29年3月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第1480号	肉骨粉	熊蛋N9号	窒素全量：9.0 りん酸全量：8.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	株式会社熊本蛋白ミール公社 熊本県七城町林原70番地	平成29年2月22日

熊本県公告第120号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成29年3月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 熊本市東区小峯三丁目2番53号
- 2 築造者の氏名 朝山不動産株式会社
- 3 道路の位置 宇城市松橋町松橋字横原1302番5
- 4 道路の幅員 4.00メートルから4.70メートルまで
- 5 道路の延長 68.15メートル
- 6 指定年月日 平成29年2月2日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第110号

熊本県公告第121号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成29年3月3日から同月16日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成29年3月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
宮本 真次	宇土市城塚町	宇土市笹原町字上新開74番1
池田 翔平	八代市鏡町鏡村	八代市鏡町有佐字高下288番ほか1筆

杉本 禪	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字式六番割1362番1ほか1筆
株式会社たかき	八代市鏡町貝洲	八代市昭和日進町字日進102番1ほか3筆
株式会社たかき	八代市鏡町貝洲	八代市千丁町太牟田字測前314番ほか6筆
岡部 誠喜	天草市本町新休	天草市本町新休字川添348番ほか1筆
錦戸 俊春	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町都呂々字小松川内1880番

2 申請年月日  
平成29年2月16日

**熊本県公告第122号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（3級水準測量）	平成29年2月3日から 平成30年7月31日まで	熊本市、宇土市、嘉島町、御船町、甲佐町、美里町（白川緑川水系沿川）

**熊本県公告第123号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
平成29年度自動車税納税通知書等に係る業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
名 称 熊本県総務部市町村・税務局税務課  
所在地 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年1月19日
- 4 落札者の氏名及び住所  
氏名 トップラン・フォームズ株式会社 西日本事業部第二営業本部熊本営業所  
住所 熊本県熊本市中央区紺屋今町9-6
- 5 落札金額  
40,284,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条に規定する公告を行った日  
平成28年12月2日

**熊本県公告第124号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成29年3月3日から同月16日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
米田 幸廣	上益城郡御船町田代	上益城郡御船町大字田代字吉無田8405番327
岩代 一宏	阿蘇郡南阿蘇村中松	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字二本木前87番1
農事組合法人南阿蘇くぎの	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字柿野出口4654番
農事組合法人エコロジックファーマー	上天草市松島町教良木	上天草市松島町教良木字田ノ平3576番2ほか5筆

2 申請年月日  
平成29年2月17日

**熊本県公告第125号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成29年3月3日から同月16日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
東 丈夫	上益城郡甲佐町田口	上益城郡甲佐町大字田口字古川2312番ほか3筆

2 申請年月日  
平成29年2月20日

**熊本県公告第126号**

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成29年度前期技能検定を次のとおり実施する。

平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施職種

(1) 1級及び2級

造園（造園工事）、金属熱処理（一般熱処理及び浸炭・浸炭窒化・窒化处理）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤及びマシニングセンタ）、放電加工（数値制御彫り放電加工及びワイヤ放電加工）、金属プレス加工（金属プレス）、鉄工（構造物鉄工）、建築板金（内外装板金及びダクト板金）、仕上げ（治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト）、電子機器組立て（電子機器組立て）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て）、建設機械整備（建設機械整備）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作）、家具製作（家具手加工）、建具製作（木製建具手加工）、印刷（オフセット印刷）、プラスチック成形（射出成形）、強化プラスチック成形（手積み積層成形）、石材施工（石張り）、とび（とび）、左官（左官）、ブロック建築（コンクリートブロック工事）、タイル張り（タイル張り）、畳製作（畳製作）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事）、熱絶縁施工（保温保冷工事）、サッシ施工（ビル用サッシ施工）、表装（表具及び壁装）、塗装（建築塗装及び金属塗装）、フラワー装飾（フラワー装飾）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾）、造園（造園工事）、金属熱処理（一般熱処理及び浸炭・浸炭窒化・窒化处理）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタ）、機械検査（機械検査）、電子機器組立て（電子機器組立て）、建築大工（大工工事）、ブロック建築（コンクリートブロック工事）、化学分析（化学分析）、フラワー装飾（フラワー装飾）

(3) 単一等級

- 枠組壁建築（枠組壁工事）
- 2 試験の方法  
実技試験及び学科試験
- 3 技能検定試験の手数料及び実施期日等
- (1) 実技試験
- ア 実技試験の手数料 17,900円（職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合高等学校において職業訓練を受けている者（短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者（以下「短期課程等訓練生」という。）を除く。）、同法第25条の職業訓練施設において職業訓練を受けている者（短期課程等訓練生及び就職している者を除く。）、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の高等学校、中等教育学校（同法第66条の後期課程に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第124条の専修学校又は同法第134条第1項の各種学校に在学している者その他知事が認める者が3級を受検する場合にあっては、11,900円）
- イ 実施期日  
実技試験は、平成29年6月5日（月）から平成29年9月10日（日）までの間において、熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- ウ 実施場所  
実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。
- エ 問題の公表  
実技試験の問題は、平成29年5月29日（月）に熊本県職業能力開発協会から公表する。
- (2) 学科試験
- ア 学科試験の手数料 3,100円
- イ 実施期日

等級	検 定 職 種	実 施 年 月 日
3 級	園芸装飾（室内園芸装飾）、造園（造園工事）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタ）、機械検査（機械検査）、電子機器組立て（電子機器組立て）、建築大工（大工工事）、ブロック建築（コンクリートブロック工事）、化学分析（化学分析）、フラワー装飾（フラワー装飾）	平成29年7月16日（日）
1 級 及 び 2 級	造園（造園工事）、金属熱処理（一般熱処理及び浸炭・浸炭窒化・窒化处理）、金属プレス加工（金属プレス）、プラスチック成形（射出成形）、とび（とび）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事）、サッシ施工（ビル用サッシ施工）、塗装（建築塗装及び金属塗装）	平成29年8月20日（日）
3 級	金属熱処理（一般熱処理及び浸炭・浸炭窒化・窒化处理）	
1 級 及 び 2 級	機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤及びマシニングセンタ）、鉄工（構造物鉄工）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト）、電子機器組立て（電子機器組立て）、建設機械整備（建設機械整備）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作）、家具製作（家具手加工）、建具製作（木製建具手加工）、印刷（オフセット印刷）、左官（左官）、畳製作（畳製作）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下	平成29年8月27日（日）

	地工事及びボード仕上げ工事)	
1級及び2級	放電加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工）、建築板金（内外装板金及びダクト板金）、仕上げ（治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て）、強化プラスチック成形（手積み積層成形）、石材施工（石張り）、ブロック建築（コンクリートブロック工事）、タイル張り（タイル張り）、熱絶縁施工（保温保冷工事）、表装（表具及び壁装）、フラワー装飾（フラワー装飾）	平成29年9月3日（日）
単一等級	枠組壁建築（枠組壁工事）	

ウ 実施場所  
 学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

- (1) 提出書類
  - ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
  - イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面
- (2) 提出先  
 熊本県職業能力開発協会  
 熊本県上益城郡益城町田原2081-10電子応用機械技術研究所内  
 電話 096-285-5818
- (3) 受付期間  
 平成29年4月3日（月）から平成29年4月14日（金）まで
- (4) 受検申請に関する注意等
  - ア 申請書の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会で作成する。
  - イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在  
 中」と朱書すること。
  - ウ イの場合において、実技試験又は学科試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

5 手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。  
 なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。

6 合格発表等

- (1) 合格発表  
 技能検定の合格者の受検番号を平成29年9月29日（金）（平成29年7月16日（日）に学科試験を実施する職種については、平成29年8月25日（金））に熊本県庁行政棟本館1階ロビーの掲示板に掲示するとともに、熊本県のホームページに掲載する。
- (2) 合格通知  
 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が平成29年9月29日（金）以降（平成29年7月16日（日）に学科試験を実施する職種については、平成29年8月25日（金）以降）に書面で通知する。
- (3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等  
 技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については熊本県知事名の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から1級技能士章、単一等級技能士章、2級技能士章又は3級技能士章がそれぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第127号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成2

9 年度技能検定（随時実施）を次のとおり実施する。  
平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施職種

随時3級、基礎1級及び基礎2級  
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、縫製、家具製作、建築大工、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、プラスチック成形、強化プラスチック製造、水産練り製品製造、建築大工、石材加工、パン製造、印刷、製本、プラスチック成形、練り製品製造、建築大工、かわらぎ、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、塗装、塗装、工業包装

2 受検資格

随時3級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。

3 試験の方法

実技試験及び学科試験

4 技能検定試験の手数料及び実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料 17,900円

イ 実技試験の実施期日

平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実技試験の実施場所

実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 実技試験の問題の公表

問題は、受検申請者宛に送付する。

(2) 学科試験

ア 学科試験の手数料 3,100円

イ 学科試験の実施期日

平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 学科試験の実施場所

実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

(2) 提出先

熊本県職業能力開発協会  
熊本県上益城郡益城町田原2081-10電子応用機械技術研究所内  
電話 096-285-5818

(3) 受付期限

原則として実技試験及び学科試験の実施期日のそれぞれ30日前までとする。

(4) 受検申請に関する注意等

ア 申請書の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、宛先を記入し、かつ、140円切手を貼った返信用封筒（定形外角形2号）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ イの場合において、実技試験又は学科試験の免除を受けようとするときは、その資格を証明する書面を同封すること。

6 手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。

7 合格発表

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定の合格証書の交付

随時3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定合格者には、熊本県知事名の合格証書を交付する。

8 その他

不明な点は、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課又は熊本県職業能力開

発協会に問い合わせること。

**熊本県公告第128号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営和水東部地区（上板楠工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成29年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営和水東部地区（上板楠工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成29年3月6日から平成29年4月3日まで
- 3 縦覧場所  
和水町役場

**登載依頼**

**熊本県選挙管理委員会告示第13号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することのできる施設について、菊池市選挙管理委員会から次の施設の指定を取り消した旨の報告があったので、告示する。

平成29年3月3日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地
菊池市	菊池市菊池体育センター	菊池市隈府1272番地2
菊池市	菊池市立水迫体育館	菊池市原4283番地
菊池市	菊池市旭志多目的研修センター 大研修室	菊池市旭志小原241番地
菊池市	菊池市立小木体育館	菊池市小木1631番地10

**熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第2号**

平成28年度第2回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成29年3月3日

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時  
平成29年3月16日（木）午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺公園28番51号  
ホテル熊本テルサ 2階 研修室A
- 3 議題
  - (1) 協議事項
    - ア 救急告示医療機関の認定
    - イ 平成29年度病院群輪番制の実施
  - (2) 報告事項
    - ア 各消防本部（局）の救急活動状況
    - イ 熊本地震の救急医療体制への影響及び県の広報対策
    - ウ 第7次熊本県保健医療計画の策定関係
  - (3) その他
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号  
熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
(熊本県健康福祉部健康局医療政策課)  
(電話096-333-2246)

**熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会公告第1号**

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議を次のとおり開催する。

平成29年3月3日

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会  
保健福祉推進部会 部長 小川 全夫

- 1 開催日時  
平成29年3月16日(木) 午後3時00分から午後5時00分まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺公園28-51  
ホテル熊本テルサ 3階 たい樹
- 3 議題等(予定)
  - (1) 議題
    - ア 平成28年熊本地震の検証について
    - イ 第6期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の進捗状況について
    - ウ 第7期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の策定について
    - エ 地域医療介護総合確保基金(介護分)について
  - (2) その他
- 4 傍聴者の定員  
20人
- 5 傍聴手続
  - (1) 会議の傍聴の受付は、午後2時30分から午後3時00分まで会議の会場前において行い、部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問合せ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局(熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課総務企画班)(電話:096-333-2215)

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月3日

熊本県教育長 宮尾 千加子

**熊本県教育委員会規則第4号**

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則  
教育職員免許状に関する規則(昭和30年熊本県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第8条中「修得区分」を「修得方法」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 免許法施行規則第18条の2の表備考第4号の適用を受ける者の単位の修得方法は、次に定めるところによる。

- (1) 小学校教諭二種免許状
  - ア 幼稚園教諭普通免許状の所持者

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
1	0	10	0	10
2	0	7	0	7

- イ 中学校教諭普通免許状の所持者

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
1	0	9	0	9
2	0	6	0	6

- (2) 中学校教諭二種免許状
  - ア 小学校教諭普通免許状の所持者

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
1	7	4	0	11

2	5	3	0	8
3	5	2	0	7

イ 高等学校教諭普通免許状の所持者

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
1	0	3	3	6
2	0	3	2	5

(3) 高等学校教諭一種免許状

ア 中学校教諭普通免許状の所持者（二種免許状の所持者を除く。）

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
1	0	3	6	9
2	0	2	4	6

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**熊本県個人情報保護制度審議会公告第2号**

熊本県個人情報保護制度審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成29年3月3日

熊本県個人情報保護制度審議会長

- 1 日時  
平成29年3月8日（水）  
午後1時30分から午後3時30分まで（予定）
- 2 会場  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館4階行政不服審査会室
- 3 議事概要（予定）
  - (1) 前回議事録の確定
  - (2) 条例第7条第3項第8号の本人以外からの個人情報の収集についての意見の聴取  
(防犯カメラによる個人情報の収集)  
(防犯カメラ及びドライブレコーダーによる個人情報収集事務の類型事項化)
  - (3) その他報告事項
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県個人情報保護制度審議会事務局（熊本県総務部総務私学局県政情報文書課）  
(電話096-333-2068)